

平成30年第5回平群町議会

定例会会議録（第5号）

招 集 年 月 日	平成30年9月20日
招 集 の 場 所	平群町議会議場
開 会 （ 開 議 ）	9月20日午後2時3分宣告（第5日）
出 席 議 員	<p>1 番 山 本 隆 史 2 番 城 内 敏 之</p> <p>3 番 井 戸 太 郎 4 番 森 田 勝</p> <p>5 番 稲 月 敏 子 6 番 植 田 い ず み</p> <p>7 番 山 口 昌 亮 8 番 山 田 仁 樹</p> <p>9 番 高 幣 幸 生 1 0 番 窪 和 子</p> <p>1 1 番 下 中 一 郎 1 2 番 馬 本 隆 夫</p>
欠 席 議 員	な し
地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名	<p>町 長 岩 崎 万 勉</p> <p>副 町 長 西 脇 洋 貴</p> <p>教 育 長 岡 弘 明</p> <p>会 計 管 理 者 橋 本 雅 至</p> <p>政 策 推 進 課 長 大 浦 孝 夫</p> <p>総 務 防 災 課 長 瓜 生 浩 章</p> <p>税 務 課 長 山 口 繁 雄</p> <p>住 民 生 活 課 長 中 村 九 啓</p> <p>健 康 保 険 課 長 辰 巳 育 弘</p> <p>福 祉 課 長 今 田 良 弘</p> <p>観 光 産 業 課 長 西 岡 勝 三</p> <p>都 市 建 設 課 長 寺 口 嘉 彦</p> <p>教 育 委 員 会 総 務 課 長 松 村 嘉 容</p> <p>上 下 水 道 課 長 島 野 千 洋</p> <p>政 策 推 進 課 参 事 経 堂 裕 士</p>
本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	<p>議 会 事 務 局 長 上 田 昌 弘</p> <p>主 幹 高 橋 恭 世</p> <p>書 記 和 田 里 絵</p>
町 長 提 出 議 案 の 題 目	第1号に同じ
議 員 提 出 議 案 の 題 目	発議第 6号 自治体臨時・非常勤職員の地位・待遇改善 を求める意見書（案）
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

平成 30 年 第 5 回 (9 月)

平群町議会定例会議事日程 (第 5 号)

平成 30 年 9 月 20 日 (木)

午後 2 時開議

日程第 1		諸般の報告
日程第 2	議案第 39 号	平群町財産価格審議会条例の制定について (総務建設委員長報告)
日程第 3	認定第 1 号	平成 29 年度平群町一般会計歳入歳出決算の認定について (決算審査特別委員長報告)
日程第 4	認定第 2 号	平成 29 年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について (決算審査特別委員長報告)
日程第 5	認定第 3 号	平成 29 年度平群町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について (決算審査特別委員長報告)
日程第 6	認定第 4 号	平成 29 年度平群町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について (決算審査特別委員長報告)
日程第 7	認定第 5 号	平成 29 年度平群町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について (決算審査特別委員長報告)
日程第 8	認定第 6 号	平成 29 年度平群町学校給食費特別会計歳入歳出決算の認定について (決算審査特別委員長報告)
日程第 9	認定第 7 号	平成 29 年度平群町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について (決算審査特別委員長報告)
日程第 10	認定第 8 号	平成 29 年度平群町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について (決算審査特別委員長報告)
日程第 11	認定第 9 号	平成 29 年度平群町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について (決算審査特別委員長報告)
日程第 12	認定第 10 号	平成 29 年度平群町水道事業会計決算の認定について (決算審査特別委員長報告)
日程第 13	発議第 6 号	自治体臨時・非常勤職員の地位・待遇改善を求める意見書(案)
日程第 14		委員会の閉会中の継続調査の件

再 開 （午後 2 時 0 3 分）

○議 長

皆さん、こんにちは。

本日の定例会本会議に対して、報道機関より撮影の申し出がありましたので、本日まで申し出がありました報道機関について、平群町議会傍聴規則第9条の規定に基づき、撮影を許可しましたので、御報告します。よろしくお願いいたします。

町長より、都市建設課大辻参事が忌引のため、本日の本会議を欠席する旨の通知を受けましたので、御報告いたします。

再開する前に、本日本会議2日目に、教育委員会委員の任命に同意をいただきました高木敦子様が御挨拶にまいっておられますので、御挨拶をお受けしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○教育委員会委員（高木敦子）

皆さんこんにちは。本日は貴重なお時間をいただきありがとうございます。

ただいま御紹介いただきました高木敦子です。どうぞよろしくお願いいたします。

この度は教育委員の専任に御同意いただきありがとうございます。教育委員という重責を賜り身の引き締まる思いでいっぱいです。現在小学生が1人、中学生が1人、町内の学校へ通っています。初めてのことで何もわからない状態ではありますが、保護者の立場として子どもの目線で町の教育の発展のため、微力ではありますが、お役に立てるよう努めてまいりたいと思っております。議員の皆様方におかれましては、御指導、御鞭撻賜りますようお願いいたします。

簡単ではございますが、就任に当たりましての御挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

○議 長

御苦労さまでした。ありがとうございます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、平成30年平群町議会第5回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（ブー）

○議 長

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程表のとおりです。日程表に従い議事を進めてまいります。

日程第1 諸般の報告を行います。

まず、9月6日午前に開催されました文教厚生委員会の報告を求めます。文教厚生委員会委員長。

○文教厚生委員長（井戸太郎）

平成30年9月6日木曜日、午前9時から、執行後における政策評価について文教厚生委員会を開催いたしました。

○議長

続きまして、9月6日午後に開催されました総務建設委員会の報告を求めます。総務建設委員会委員長。

○総務建設委員長（窪 和子）

総務建設委員会より御報告させていただきます。

平成30年9月6日木曜日、総務建設委員会付託委員会終了後に開催をさせていただきます。案件につきましては、執行後における政策評価についての質疑を行いました。以上でございます。

○議長

御苦労さまです。以上で諸般の報告を終わります。

続きまして、日程第2 議案第39号 平群町財産価格審議会条例の制定についてを議題といたします。

本案は総務建設委員会に付託しておりますので、総務建設委員会委員長の報告を求めます。総務建設委員会委員長。

○総務建設委員長（窪 和子）

総務建設委員会委員長報告をさせていただきます。

去る9月5日に開催された平群町議会第5回定例会の本会議において、総務建設委員会に付託を受けた議案第39号 平群町財産価格審議会条例の制定について、9月6日、当委員会を開催して審査をいたしました。その審査内容と審査結果を御報告いたします。

議案第39号 平群町財産価格審議会条例の制定について

この条例は、本町の財源確保のため、使用目的のない普通財産を売却処分するに当たり、その処分に関する適正な価格を評定するため、平群町普通財産売却に関する事務取扱要綱第3条第2項の規定による町長の附属機関として、平群町財産価格審議会の設置に関し、必要な事項を規定するため制定するものがあります。

主な質疑では、審議会設置目的についてただされ、現在、公有財産の売却の手法は、一般競争入札によりネットオークションを活用し行っている。現時点で4物件について公売を実施しているが、売却が難しい現状である。最低売却価格は不動産鑑定評価額をもとに決定しているが、現状では入札等の需要状況

等により、なかなか落札者があられない状況にある。売却土地の近隣の売却状況を見ると、鑑定評価額との乖離があることから、町が勝手に売却するというのではなく、一定のルールのもとで売却していかなければならないと考えている。そのため、財産価格審議会の答申に基づく価格を参考に売却価格を決定し、慎重に売却していきたいという観点から、今回、本審議会条例の設置を行うものである。審議会委員としては、弁護士、不動産鑑定士、税理士、町職員2名の計5人を考えており、地方自治法第138条の4の第3項の規定に基づく条例を制定し、要綱として、事務取扱のルールを定めた旨の答弁がありました。

民間の不動産価格と鑑定価格との乖離についてどのように考えているかただされ、民間不動産などの専門的な意見も聞きながら、売却価格についての妥当性も含め情報を入手し、審議会に諮問していきたいと考えている。少なくとも固定資産評価額（公示価格の7割評価）以下とは考えていない。しかし、それでも全く売却できない場合は、市場性に劣るということで、売却ではなく、他の利活用も考えなければならぬと考える。また、ガイドラインとして、要綱第3条の1号から4号の項目で、当該年度の固定資産税評価額、近隣土地の取引事例価格、公示価格、地価調査価格、また国有財産評価基準に照らし合わせて、それらの観点から、価格決定の参考となる目安を定めており、固定資産評価額を下げるようなことはしない旨の答弁がありました。

平群町普通財産売却に関する事務取扱要綱の第3条の不動産鑑定価格が適当でないと認められるときとはどういうことかとただされ、一般競争入札に付しても入札者がいないという事実は、その公売財産の市場性に劣ると判断のもと、評価額が適当でないということのあらわれである。しかし、基本的には不動産鑑定をもとに売却していくのが基本であり、例えば現在、若葉台のゲートボール場跡地について、インターネット公売で十数回において公売を実施しているが、売却できないということは、周辺の不動産価格との乖離が生じているということも考えられることから、その公売財産の市場性に劣り需要がないということが、適当でないというあらわれであると考えている旨の答弁がありました。

売却できる物件は何件あり、どのような状況かただされ、現在4物件についてインターネット公売を実施しているが売却できない状況である。物件の中には、地籍更正及び分筆登記を必要とする土地も存在するので、随時整理をしながら売却をしていきたい。現在、若葉台ゲートボール場の跡地については2筆存在し、法面部分の売却をあきらめて、ほぼ平地部分について公売中である。物件としては、旧西小学校跡地、旧南保育園跡地を含み、45物件把握してお

り、詳細等については現在調査中である旨の答弁がありました。

なぜ売れないのか、もう少し研究すべきではないかとただされ、民間取引においても事例を把握しているが、普通財産という形で売却を進めている4物件については、今年度予算計上しているが、特に若葉台ゲートボール場跡地については開発帰属物件で、宅地形成するに当たっては1筆の面積が大きすぎることや、約半分を占める法面の問題もある。また（仮称）文化センター用地東側に存在する町有地については、進入路が専用通路になっており未利用地のため、土地利用形態が悪い土地であることも含め、それぞれの土地において実情が違い、また、土地開発公社から引き継いだ土地等について、いろいろな事情で町の普通財産になった部分がある。売却に当たっては当然、不動産鑑定評価額に基づいて売却していくが、そういった土地の整理も含めて行っていかなければならない事情で、売却に至っていない旨の答弁がありました。

町にとって利用価値のない土地は速やかに売却が必要だが、議会に対する協議や相談についてはどのように考えているのかただされ、議会の議決事項については、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会に付すべき財産の取得又は処分についての議決要件は、政令で定める基準により、土地については予定価格が700万円以上、かつ面積が5,000平米以上の場合、議会の議決が必要となる。普通財産売却にかかる事務取扱要綱第3条第3項に明記しているとおり、審議会で答申された価格について、到来する直近の議会に報告することを規定している。工事請負契約による1,000万円以上5,000万円未満による報告のような形で行っているが、売却する時期やタイミング等もあるので、ケースバイケースで報告していきたい旨の答弁がありました。

平群町の行政財産は42万坪あり、5年以上保有している土地は、普通財産並びに行政財産の仕分けを行い、普通財産の土地を売却することで、人口増による土地活用につながるとともに、歳入増や維持管理費用の削減と固定資産税増が見込まれるが、公平・公正・透明に売却するためには、町長の諮問機関による審議会条例を制定することは大変重要であると考えているが、奈良県下でこのような条例化をしている市町村はあるのかとただされ、他の県内市町村では本条例の制定状況は今のところ聞いていない旨の答弁がありました。

以上が主な質疑の内容であります。

審査の結果、本案は全員異議なく原案どおり可決することに決定しました。

以上が当委員会に付託を受けました審査の結果であります。よって、総務建設委員会委員長報告といたします。

平成30年9月20日

総務建設委員会

○議 長

ありがとうございました。

これより議案第39号 平群町財産価格審議会条例の制定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

質疑ございませんか。

ないようでしたら委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

討論ございませんか。

ないようでしたら本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第39号について採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案については委員長の報告どおり決することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。続きます。

日程第3 認定第1号 平成29年度平群町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第4 認定第2号 平成29年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第5 認定第3号 平成29年度平群町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第6 認定第4号 平成29年度平群町下水道事業特別会計歳入歳

出決算の認定について

- | | | |
|--------|----------|--------------------------------------|
| 日程第 7 | 認定第 5 号 | 平成 29 年度平群町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 8 | 認定第 6 号 | 平成 29 年度平群町学校給食費特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 9 | 認定第 7 号 | 平成 29 年度平群町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 10 | 認定第 8 号 | 平成 29 年度平群町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 11 | 認定第 9 号 | 平成 29 年度平群町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 12 | 認定第 10 号 | 平成 29 年度平群町水道事業会計決算の認定について |

以上 10 件を会議規則第 37 の規定により一括議題といたします。

本案 10 件については決算特別委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。決算審査特別委員会委員長。

○決算審査特別委員長（井戸太郎）

決算審査特別委員会委員長報告をさせていただきます。

去る 9 月 5 日、平成 30 年平群町議会第 5 回定例会の本会議において、付託を受けた、平成 29 年度平群町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算並びに水道事業会計決算の認定 10 件につきまして、本委員会での審査内容と審査結果を報告します。

認定第 1 号 平成 29 年度平群町一般会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、歳入総額 6 億 7,083 万 8,246 円。歳出総額 6 億 4,366 万 6,125 円で、形式収支は 2 億 2,717 万 2,121 円の黒字で、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は 1 億 9,964 万 3,521 円の黒字決算となっています。

この額から、前年度の実質収支 1 億 7,565 万 8,094 円を控除した平成 29 年度の単年度収支は 2,398 万 5,427 円の黒字となっていますが、積立金取崩額を差し引いた実質単年度収支は、2,352 万 7,157 円の赤字となりました。

決算認定の審査にあたっては、歳出は款ごとに、歳入は一括して審査いたしました。審査の主な内容は以下のとおりです。

歳出全般について

当初予算に比べ、決算額は相当改善されたことになるが、その主な要因につ

いてただされ、歳入部分では、29年度の普通交付税が、当初予算時の想定より約1億4,000万円多く入ってきた。さらに、特別交付税や法人住民税も想定より多くなった。歳出部分では、執行経費について節減努力をした。その結果、光熱費等で相当の不用額を出すことができた。委託料等についても、町職員ができることは直接行ったり、賃金等でも、結果的に臨時職員賃金等が不要になったことなど、執行努力の結果であるとの答弁がありました。

人件費と物件費が大幅に減額になっているが、その主な要因についてただされ、人件費では、育児休業が増え、職員の休職もあったことと、退職と新採による給与差で減額された。また、退職手当組合の率が減少したことなどにより、これで約5,700万円の減額となった。物件費も、臨時職員賃金の部分が予算と比べ約2,000万円減額されているとの答弁がありました。

議会費、総務費について。

広報について、斑鳩町はシルバー人材を活用し全世帯配布されているが、平群町は自治会を通じて配布しているため、自治会未加入者には配布されない。行政は全ての住民に配布すべきではないかとただされ、自治会を通じての他に、町内の20カ所の公共施設にて配布している。また、自治会を通すことで地域の方のコミュニケーションにつながるので、高齢化していく現状では重要であるとする。ただ、今後の状況を見て配布方法を考えていきたいとの答弁がありました。

通常は予備費として計上すべきところを流用しているように思うがどう考えているかただされ、29年度流用全体件数は228件、合計1億2,100万円の流用をしている。年度ごとで見ると件数は減少している。施設の老朽化などで予期せぬ部分のものが多く、それについては現計予算からまず消化し、それでも足りない部分を予備費によって対応しているのが現状であるとの答弁がありました。

コンビニ交付について、直近で何件利用されているかをただされ、30年7月末現在で合計110件。内訳として、住民票が49件、印鑑証明が45件、所得課税証明が16件であるとの答弁がありました。

定住化促進について、予算より決算が少なくなった理由と、奨励交付金によって税収にどう影響したのかただされ、予算に対して90%弱の交付額になり、定住化促進奨励金の交付者は94人で、これらの方からの個人住民税の税収は約1,560万円であるとの答弁がありました。

平群町指定の避難所について、北小学校の体育館の収容人数は420人となっているが、この周辺地域は人口増加しており、災害時には収容しきれないのではとただされ、避難所は、平群町内に14カ所。この20年間で住宅開発が

進み、避難所までの距離や収容人数等、課題が出てきている。今後、公共施設だけでは解決できない場合、民間施設の協力も仰ぎ、分散して調整していきたいとの答弁がありました。

銀行の口座引き落とし手数料は1件10円、コンビニ納付の手数料は1件66円。住民の方に経費のことを知らせ、本人に判断してもらうべきとただされ、コスト削減は取り組まなければならない課題であるので、今後検討していきたいとの答弁がありました。

王寺町や安堵町では、クールビズで職員にポロシャツを貸与していると聞かすが、平群町でも左近、長屋王アピールもかねて導入すべきではとただされ、どういう効果があるのか調査研究し検討していきたいとの答弁がありました。

近鉄東山駅バリアフリー化についての現在までの経緯についてただされ、29年度設計業務終了、30年度8月から工事が始まっており、年度内に工事終了の予定であるとの答弁がありました。

民生費について。

障害福祉費の手話通訳者の配置について執行額の減額の理由についてただされ、手話通訳者の方の個別事情により出勤日数が減り、賃金が減額になった。手話通訳者不在時は、利用者には不在の連絡を事前にしており、来所時は福祉課職員が筆談にて対応しているとの答弁がありました。

手話通訳者について、実績としての来庁者何人の方に対応されているのかただされ、29年度は、来庁者22件と訪問2件対応しているとの答弁がありました。

軽度生活援助について、前年度100万円の予算に対し、29年度が50万円に減額しているにも関わらず、決算では29万円となっている状況について、どのように分析しているのかただされ、登録者数は増加しているものの支出額は減っている。利用が多いのは草引きなどですが、庭木の剪定は利用対象外になるので、それが原因ではないかと感じている。多くの方が利用できるよう引き続き広報や民生委員を通じて周知をしていくとの答弁がありました。

第2次財政健全化計画では、29年度は正職員を新規採用しないと発表されているが、保育士並びに教諭の方が退職された場合の正職員の補填もそのとおりなのかただされ、29年度の新規採用はしていない。職員の抑制については、当初、定年退職者を対象としていたが、途中退職についても、現段階では第2次行革の対象と考えている。しかしながら、保育教諭等の専門職は別枠と考え、柔軟には対応していきたいとの答弁がありました。

はなさと、ゆめさとこども園の正職員、臨時職員の人数についてただされ、29年度保育教諭数は、はなさとこども園で正職員は12名、臨時職員は18

名、ゆめさとこども園で正職員は15名、臨時職員は37名との答弁がありました。

就学前の保育、教育の職員の正職員の比率は33%で、基本的には100%正職員であるべきだと思うが、できるだけ比率を上げるべきとただされ、教育委員会としては正職員が退職した場合、正職員の補填をお願いしたいとの答弁がありました。

学童保育について、平群学童は3つの部屋に、南学童は2つの部屋に分かれており、使い分けなどができる。しかし、北学童は人数が多く全部一緒に、使い分け等ができない。雨などでグラウンドが使えないときは、体育館の開放もしてはどうかとただされ、北学童においては1カ所に集まっている時間帯もあるが、学校が終わってから夕方の時間帯はグラウンドを使用するようにしている。体育館については、社会教育の予約等との調整を行い可能な限り使用している。さらに、図書館の利用という工夫もしているとの答弁がありました。

衛生費・労働費について。

衛生費の工事請負で、若井地域の火葬場撤去は繰り越しになっているが、いつ頃撤去するのかただされ、今撤去工事の手続を進めており、遅くとも年内に撤去を終えたいとの答弁がありました。

塵芥処理費の不燃物処理委託料が大幅に減っている要因についてただされ、廃プラスチックの処理量が当初見込みより少なかった上に、処理単価も下がったことが主な要因との答弁がありました。

し尿処理費について、生駒市から処理費を上げてほしいということであったが、予算と決算との金額の違いについてただされ、生駒市から申し出のあった金額で予算を組んだが、その後の交渉により金額が変わったとの答弁がありました。

29年度までの4年半で有料ごみ袋の収入から経費を差し引いた額、約5,000万円は減量化や資源化にどう使われたのかただされ、生ごみの減容器の限度額を上げたり、ごみステーションの設置補助、カラス除けネット購入などに使ったとの答弁がありました。

母子保健事業の不妊治療補助金52万円の執行に対する実績、結果についてただされ、上限は1人当たり5万円で、5万円補助の方が8人、5万円以下の方が3人、合計11人分。その内、出産された方が2人、妊娠された方が5人となっているとの答弁がありました。

斎場運営費の備品購入費、祭壇を100万円で購入することになっていたがその後の経緯についてただされ、現在と同仕様のものを購入したかったが値段的に困難で、代替え案等を協議したがいい結果が得られず購入を見送るという

結果になった。現在のものを応急処置して使用しているとの答弁がありました。

農林水産費・商工費。

信貴山観光看板の設置について、どのあたりに設置したのか、また1,000万円の予算で執行が300万円になったその経緯についてただされ、信貴山自治会館に1基、仁王門に1基、お寺内に6基設置した、県の補助採択がこちらの要望の3分の1程度になったとの答弁がありました。

土木費・消防費。

道路新設改良費の委託料、訴訟の着手金を流用されているが、こういうものは予備費で執行すべきではないか、また訴訟内容についてただされ、今回は財政当局との協議の上で流用という形をとった。訴訟内容については、西山麓線での訴訟であるとの答弁がありました。

道路新設改良費の関係で、職員が大型台風などの影響で、町施設や道路の復旧等しているが、効率よく進めるためミニコンボ導入等、機械化すればどうかとただされ、機械操作など技術的な部分がまだまだ未熟で、そのような受け皿を含めて今後考えていきたいとの答弁がありました。

維持管理費について、くろもと団地の維持補修で施工管理費が不用額になった理由についてただされ、設計、工事が進む段階で、職員でも対応が可能と判断し、施工管理者を置かず工事を実施し完成に至っているとの答弁がありました。

条例で定める消防団定数74名に対し実際は61名。少ない原因についてただされ、年間2～3人程度入っていただけだが、同じ二、三人程度卒業される。広報やポスターで募集をかけているがなかなかふえない状況であるとの答弁がありました。

既存木造住宅の耐震改修が予算50万円に対して執行ゼロ円であるがその理由についてただされ、木造の分で、耐震診断と改修工事に分かれており、耐震診断は4件補助し、1件当たり5万円で計20万円。改修工事は、今回その分の募集がなかった。耐震診断は補助金ではなく、委託料で出しているとの答弁がありました。

平群町の空き家バンクは機能していないのではないか、民間と連携するべきではないかとただされ、現在平群町の空き家バンクの物件登録数は5件。利用されたい方の登録は8件。今年度から、全国空き家バンクにも載ることになった。今は概略しか載せていないので、家主の許可があれば平面図や部屋割りも載せ利用しやすいものにしていきたいとの答弁がありました。

空き家バンクを通じての貸し借りや売買の実績についてただされ、今年度貸し借りは1件、売買はゼロ件との答弁がありました。

教育費。

文化センター実施設計業務で、予算時の説明では国庫補助金が40%、残りの60%の内90%が起債、10%が一般財源であったはずが、計算では合わない。この理由についてただされ、社会資本の交付金は制度上40%であるが実際は40%あるかわからない。今回は他市町村の余りをいただくことができたので40%を超えた。3年間の継続事業なので3年間で40%以下になればよく、単年度で40%を超える場合もあるとの答弁がありました。

給食センターの床張り替えについて大きく金額が下がっている理由についてただされ、過去にこういう業種が余りなく、実績のある県内業者におおよその形で聞き、予算を計上した。実際には、入札、随意契約、見積もり合わせ等して安くなったとの答弁がありました。

小中学校のトイレの洋式化が少ししか進んでいないが今後の計画についてただされ、各小学校中学校とも老朽が著しい状況なので、教室配置場所、使用頻度などを考慮して計画的に事業化していきたい。しかし、文部科学省の学校改善交付金の採択が非常に厳しい状況なので、単年単年毎に実施している状況であるとの答弁がありました。

国民文化祭について、いろいろな効果があったと思うが、今後それをどう生かすのかただされ、農業、史跡、パラアートなど紹介し、多くの方に興味を持っていただいたと考える。ただ、大変な金額と人的負担を生じた。そういう意味では、調達部分や人の動きを考える機会になり、大変勉強になったとの答弁がありました。

総合スポーツセンターグラウンド北のトイレについて洋式化すべきとただされ、要望が多ければ対応していきたいので、利用者にアンケート調査の実施を検討したいとの答弁がありました。

歳入全般について。

個人住民税について、26年度に調定額が10億円を割り込み、昨年の29年度は9億6,000万円まで落ち込んでいるが、今年度の現時点での調定額についてただされ、30年度現時点での調定額は、9億3,200万円との答弁がありました。

20年度から29年度までの固定資産税の超過税率での平群町の増収は、9億8,000万円。いつまで超過税率を続けるのかただされ、財政が健全化すれば元に戻したいとの答弁がありました。

地方消費税交付金について、来年10%になった場合の平群町の増収についてただされ、満額交付で6,000万円ほど増収と見込んでいるとの答弁がありました。

地方交付税が予算より1億8,500万円ふえた理由をただされ、平群町の人口減少が激しいことから、人口減少対策費の部分で他の市町村より多くみていただいたと分析している。地財計画では交付率2.2%減であったが、実際は8,300万円多い4.4%の伸び率との答弁がありました。

土地売り払い収入602万2,000円について、場所と面積と単価をただされ、場所は吉新1丁目284-2職員駐車場の北側、旧バスターミナル用地。面積は345.08平米。鑑定評価額は平米単価6万9,600円の、合計2,401万7,568円で、駅周事業による区域内地権者と等価交換したため、差額の602万2,248円が歳入となったとの答弁がありました。

討論では、目先の黒字にこだわった借金頼みの事業運営を続け、今後公債費が高止まりになり、赤字団体転落の危機が続くことになった。福祉を切り捨て、住民負担を一気にふやしたことで人口減少を招き、個人住民税が23%も落ち込んだ。無駄を省くという点でも不十分なので反対するとの討論がありました。

一方、国の補助金と有利な起債を活用し、一般財源の支出を抑え、何とか最低の赤字、2,352万7,000円の実質単年度赤字で抑えられた。無駄はなかったので賛成する。

流用について25年には428件で29年には228件と少なくなっていることには評価する。職員の方々が日々努力され、執行を抑えるようにされており、決算の中身について大きく反対する理由もないことから賛成する。

厳しい財政運営となったが住民にとって安心、安全なまちづくりに取り組まれた予算執行であることに評価し賛成するとの討論がありました。

採決の結果、賛成多数により認定第1号は認定すべきものと決定いたしました。

認定第2号 平成29年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、歳入総額1,842万599円、歳出総額2,198万7,450円で、歳入歳出差し引き356万6,851円の赤字決算となっています。

審査の結果、認定第2号は全員異議なく認定すべきものと決定いたしました。

認定第3号 平成29年度平群町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、歳入総額29億1,737万6,099円、歳出総額28億8,745万2,822円で、歳入歳出差し引き2,992万3,277円の黒字となり、単年度収支は1億4,436万8,585円の黒字決算となっています。

討論では、増税当時もそして、今回の結果が明らかになっても国保税を引き

下げしないのは被保険者を冒瀆するもので、町長のこの間の姿勢を厳しく抗議して反対する。

当初の考え方と大きく乖離した。被保険者に対してしっかりと間違いであったことを謝罪して一定の値下げをするべきであったと思うので反対するとの討論がありました。

一方、29年度に保険税が増額された結果、赤字が解消され約3,000万円の余剰金となった。また、税率においては県単一化を見据えた改正等の評価し賛成する。

医療費は予測がつかない。もともとの赤字をつくっていった原因は予想以上に医療費の拠出が多かった。現状を続けていくべきなので賛成するとの討論がありました。

採決の結果、賛成少数により認定第3号は否決すべきものと決定いたしました。

認定第4号 平成29年度平群町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、歳入総額5億4,079万6,586円、歳出総額5億4,073万5,831円で歳入歳出差し引き6万755円の黒字決算となっています。

審査の結果、認定第4号は全員異議なく認定すべきものと決定いたしました。

認定第5号 平成29年度平群町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、歳入総額3,455万4,925円、歳出総額3,454万3,651円で歳入歳出差し引き1万1,274円となっています。

審査の結果、認定第5号は全員異議なく認定すべきものと決定いたしました。

認定第6号 平成29年度平群町学校給食費特別会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、歳入総額6,356万4,758円、歳出総額6,348万8,779円で歳入歳出差し引き7万5,979円の黒字決算となっています。

審査の結果、認定第6号は全員異議なく認定すべきものと決定いたしました。

認定第7号 平成29年度平群町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、保険事業勘定では歳入総額18億3,679万5,284円、歳出総額17億4,796万2,472円で歳入歳出差し引き8,883万2,812円の黒字決算となっています。

討論では、第6期全体で2億円程度保険料を取り過ぎたことを指摘し、是正を求めた。しかし、町長が拒否した結果、さらに余剰金がふえ、3億円もの保

険料の取り過ぎにつながった。計画と実績の乖離が明らかになった段階で引き下げすべきなので反対するとの討論がありました。

一方、介護保険給付費準備基金も約2億6,900万円と、今後の介護保険事業の財政運営は安定した決算となっていることを評価し賛成するとの討論がありました。

採決の結果、賛成多数により認定第7号は認定すべきものと決定いたしました。

認定第8号 平成29年度平群町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、歳入総額10万8,000円、歳出総額10万8,000円で歳入歳出差し引きゼロ円となっています。

審査の結果、認定第8号は全員異議なく認定すべきものと決定いたしました。

認定第9号 平成29年度平群町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、歳入総額3億6,293万8,306円、歳出総額3億6,257万4,606円で歳入歳出差し引き36万3,700円の黒字決算となっています。

審査の結果、認定第9号は全員異議なく認定すべきものと決定いたしました。

認定第10号 平成29年度平群町水道事業会計決算の認定について

水道事業における事業内容は、給水件数7,951件、年間総配水量は216万4,904 m^3 で、有収水量は190万6,765 m^3 となっています。また、県営水道の受水量は、212万548 m^3 と、前年度実績より12万7,795 m^3 の増となっています。

決算の状況は、前年度同様税抜きで報告されています。

まず、収益的収支については、営業収益では4億695万4,741円で、営業外収益等では7,576万4,789円で、収益全体では4億8,271万9,530円となっています。

一方、費用では、営業費用・営業外費用（受水費・人件費・動力費・委託料・その他の経費等）、費用全体では4億8,550万5,507円で、収支差し引き2,890万3,977円の純損失となり、前年度繰越利益剰余金が2億3,106万4,624円を計上されており、2億216万647円の未処分利益剰余金を翌年度に繰り越すことになっています。

資本的収支については、収入では平群駅西土地区画整理道路築造工事に伴う水道管敷設工事他3件の工事負担金5,483万1,720円と企業債9,190万円の合計1億4,673万1,720円となっており、資本的支出では

建設改良費として1億3,251万5,012円及び企業債償還金として2,009万9,363円で、合計1億5,261万4,375円となり、588万2,655円の支出超過となっていますが、これは損益勘定留保資金をもって補填されています。

審査の結果、認定第10号は全員異議なく認定すべきものと決定いたしました。

以上が当員会に付託を受けました審査の結果であります。よって、決算審査特別委員長報告といたします。

平成30年9月20日
決算審査特別委員会
委員長 井戸太郎

○議長

ありがとうございました。

それでは、これより順次質疑、討論、採決を行います。

まず、認定第1号 平成29年度平群町一般会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

質疑ございませんか。

ないようでしたら本案に対する質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。植田君。

○6番

平成29年度一般会計決算認定については反対の立場で討論いたします。

29年当初予算では土地売払い収入、あるいは財政調整基金の取り崩しも含めて実質単年度収支が3億9,171万円ほどの歳入不足の予算編成となっていました。しかし、決算では2,350万円の赤字となり、赤字幅が3億7,000万円近く、大幅に減少したということになります。その要因については質疑でもありましたが、地方交付税が1億8,500万円ふえるなどによる収入増と歳出の不用額があったというものです。

この間の平群町の財政は平成19年度から国の方針が、それまでの地方交付税の削減から地方交付税を元に戻すとともに、各種の交付金を自治体に交付するなどの中で、財政状況は一定持ち直しをしました。しかし28年度に2億7,

000万円ほどの赤字を出したことで、またこの間、目先の黒字にこだわって借金による事業運営を続けたことで、今後の公債費が高止まりが続くという状況になり、現状では赤字団体の転落の危機が続くことになると思われます。

また平群町の大きな財産だった町独自の各種の福祉施策が岩崎町長のもと廃止、切り捨てるという状況が続きました。そういう中で住民負担も一気にふやしてきたことで、人口が減少、特に年少人口、あるいは現役世帯の比率が、近隣に比べて極端に低くなってしまった結果、平成20年度に12億5,000万円あった個人住民税が、29年度に決算では9億6,000万円まで、2億9,000万円、23%以上も落ち込んだという状況になっております。このような状況の中で、当然若者世帯の定住化を図ると、実行ある施策の展開と徹底した無駄の削減が求められるところではありますが、定住化の点では、不妊治療の助成、あるいは産前産後のケア事業といった若い世帯を応援する新たな施策はあったものの、町の総合戦略である若者が住みたくなる町、あるいは子育てをしたくなる町などなど、4つの基本目標を具体化した施策事業はありませんでした。

その一方で、固定資産税の超過税率を続けていること、あるいは、印鑑証明や住民票の、課税証明のコンビニでも交付するという事業では、費用対効果から見れば、無駄な事業を進めたというふうにも私たちは見ております。そういう意味では財政が大変だというのならこのような事業はやるべきではなかったというふうに思います。その意味では隅から隅まで無駄を省くと町長がおっしゃっていましたが、そういう意味では経費を節減するという点でも不十分であるということです。借金による行政運営あるいはそういう姿勢では住民の暮らしも町財政もますます悪循環に陥ることになるということを述べまして、平成29年度一般会計決算認定については反対をいたします。以上です。

○議長

ございませんか。馬本君。

○12番

平成29年度一般会計決算認定の賛成討論を行います。

一般会計決算概要としては将来に向けたまちづくりへの投資として、老朽化した中央公民館、人権交流センター、また狭隘な図書館などの複合施設建設に向けての実施設設計業務がされました。

子育てとしては、高校卒業までの入院通院の医療費無料化を実施。ALT、4人の外国語指導助手を中学校及び3小学校と両こども園に派遣。北小学校に空調設備の設置の実施設設計がされました。中学校、北小学校のトイレ改修工事を実施。小中学校に情報教育推進としてパソコン259台が更新されました。

今後、新規の専門職員採用については弾力性を持つということで、保育教諭についてはそのように行政の答弁をされました。

続きまして、安全・安心、利便性向上に向けての住みよさでは、平群駅周辺整備事業の実施。廃棄物処理法遵守として、清掃センターの仮置き焼却灰、約3,000ピコ以下の一部撤去。資源循環型社会形成によるごみ減量化の推進。定住化促進として住宅取得者に対する助成制度の実施。近鉄東山駅バリアフリー化対策に伴う設計費を負担しました。防犯カメラ設置等の補助金の実施。自治会防犯灯電気料金助成金の実施。主要幹線道路の整備として、川原路線の一部分筆登記業務、一部移転補償調査業務、一部不動産鑑定業務、一部用地取得等を実施。平群駅前路線では、平群1号踏切拡幅の予備設計業務を実施。防災備蓄倉庫の分散整備。消防強化に老朽化した消火栓3カ所を更新。1人暮らしの高齢者のみの世帯等に対するの緊急通報サービス事業。

また、経費削減のため、入札業務においては競争原理を基本とした最低限度価格を設定。生駒市との施設相互利用によるし尿処理費の削減等が実施されました。なお、町税の徴収においては、現年度分滞納繰越分を合わせて、98.6%の高い徴収率。県下では5位の努力をされました。

監査委員は「常にコスト意識を持って適正かつ効果的な予算執行を行うように」との指摘であります。

財源確保の厳しい平群町は、今後民間感覚を意識した予算執行と、不用額の安易な流用は慎むべきであると思います。

実質単年度収支が2,352万7,000円の赤字となり、厳しい財政運営となりましたが、住民にとって安心安全なまちづくりに取り組まれた予算執行であることを評価し、平成29年度一般会計決算の認定については賛成をいたします。

なお、財政健全化を目指した平群町第2次健全化計画を確実に推進されるようお願いをいたします。平成29年度一般会計決算認定の賛成討論といたします。以上です。

○議長

山田君。

○8番

認定第1号 平成29年度平群町一般会計歳入歳出決算の認定については、委員会の中でも賛成討論をさせていただきました。改めて賛成討論をさせていただきたいと思います。

行政課題が山積する中、行政運営をしていくというのは、町長以下大変な御苦労であることは理解をさせていただきます。その中、町長は住民説明会の中

でも、よく身の丈に合った福祉施策という言葉をおっしゃるんですが、今激化する行政間競争の中、他の行政と競合しながら打ち勝っていかなければ生き残っていけない。身の丈に合うという言葉自体がどういう自治体、どういう町にしていくなか問われている中、ふさわしい言葉ではないと思います。仮に身の丈に合うという言葉を使うのであれば、私は文化センター建設自体が今の行政状況の中、身の丈に合っているのかどうか疑問です。しかし、駅周辺事業の終結を鑑み、今となっては文化センター建設をとめるわけにはいかないのが現状です。そのような中、決算書の中身を見てみますと、委員会で私の質問の中、予算の流用、予備費それらの使用についてはいろいろと指摘し、意見も述べさせていただきました。流用については平成25年度決算では、428件もあったという答弁もありましたが、平成29年度決算では228件と、200件も少なくなっているところも評価をいたします。ただ、ガラス張りの行政、決算という面では、私たち議員にとっても見通しの悪い、見えないわかりにくい部分も存在する結果となっております。一方その理由を考えたとき、補正予算での増額、減額、増額の後には不用額となつてあらわれているということは、目先の赤字、不確定財源をふやさない、財政調整基金が厳しい中で、いかに赤字をふやさないかという町長の方針のもと、職員に限られた予算の中で、予算減額もしっかりと検討しながら、視野に入れながら行政運営、予算執行を行っているあらわれであると考えます。厳しい財政状況の中で、しっかりと無駄な財政執行のないよう考えていただいと云えます。そういう意味では支出伝票、回議用紙においても適正に管理し、職員個々の日々の努力の中、執行を抑えるようにされているあらわれだというふうに見て取れます。

以上のことから決算の中身について大きく反対する理由もないことから、平成29年度平群町一般会計歳入歳出決算の認定については賛成をいたします。

○議長

ほかにございませんか。

ないようでしたら討論を終結いたします。これより認定第1号について採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定であります。本案について委員長の報告どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

賛成者挙手

○議長

挙手多数であります。よって、認定第1号 平成29年度平群町一般会計歳

入歳出決算の認定については委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

続きまして、認定第2号 平成29年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

質疑ございませんか。ないようでしたら本案に対する質疑を終結いたします。続いて討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

討論ございませんか。ないようでしたら討論を終結いたします。

これより認定第2号について採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定であります。本案について委員長の報告どおり決定することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

続きまして、認定第3号 平成29年度平群町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ございませんか。ないようでしたら本案に対する質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。植田君。

○6 番

平成29年度平群町国民健康保険特別会計の決算認定については反対の立場で討論をいたしたいと思っております。

平成29年度の予算のときに、28年度の決算が国保会計、累積赤字は2億5,000万円になることから、これ以上赤字をふやさないためにも29年度は収支トントンにするために国保税を1.6倍、総額2億5,000万円という増税を行いました。しかし28年度の決算が確定する中で、累積赤字は1億1,400万円に圧縮をする。そして、29年度の決算では、28年度のこの赤字も消しこんで、さらに3,000万円の黒字という、増税議案や予算案の審議と全く違う結果を生み出す形となりました。

主たる要因は、前期高齢者の交付金が2年前の精算分なども含めて大幅にふえたことですが、当初予算で共産党議員団が指摘しました、本来歳出の見込みを立ててそこから税額を計上すべきところをそうはせず、まずは2億5,000万円の増税ありきにしたことから、このとき予算では予備費に2,000万円という余りを計上せざるを得なくなったということが一つ。それから一般被保険者の療養給付費の伸びを、通常はだいたい3%で毎年伸びていくんですが、それを6.2%に給付費が伸びるというふうなことにしたことも、大きな乖離を生んだ原因ではないかというふうに考えられます。

本来被保険者の暮らしを考えれば、私は少しでも増税額を圧縮する、減らす努力をしようとするのが行政としてのあり方だと思います。増税当時もそして今回の結果が明らかになっても、国保税を引き下げをしないという町長の姿勢、この間の姿勢に厳しく抗議をする立場からも本決算の認定については反対をいたします。以上です。

○議長

山本君。

○1番

認定第3号 平成29年度平群町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について賛成の立場で討論させていただきます。

国民健康保険会計は実質単年度収支で、平成26年度に約9,800万円、平成27年度に約1億9,500万円の赤字決算となり、平成28年度の決算においても約2億円を超えることが見込まれる中での29年度の予算編成でありましたが、結果、約1億4,400万円の単年度黒字となりました。要因としては先ほど植田議員も述べられたとおりですが、予想をはるかに超える加入者の減少に伴う医療給付費の減少によるところが大きく、また前期高齢者の交付金が予算より大幅増になったこともあり、やむを得ないところでもあります。平成29年度は税率改正により、加入者の皆様には大きな御負担を強いることになりましたが、累積赤字の解消も含め、国保財政が健全化されたことは私たち加入者にとって喜ばしいことであり評価すべきであります。健全な財政運営

があつてこそ持続可能な医療保険制度を維持することが可能になり、安心して医療を受けられる社会になると確信いたします。

また、今後の会計についてどう予測するかも重要な論点にはなりますが、今年度から県単一化が始まり、岩崎町長も加入者数の算出基準の是正について県へ働きかけていただいておりますところですが、県への納付金が医療費の動向により、今後もさらに増額される可能性があることから、いまだ予断を許さない状況であるということを示し添えまして、平成29年度平群町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について賛成といたします。

○議長

山田君。

○8番

認定第3号 平成29年度平群町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については反対の立場で討論をいたします。

国民健康保険会計、国民保険税、これは被保険者で賄われているというものであるということはよく町からも言われることです。確かにそれが原則です。そのためにも赤字決算のまま推移をさせることは大変厳しいといえますか、避けていきたいという町の考え方も一定理解をさせていただくところではございます。しかし、被保険率の決定権は町にあり、被保険者はそれに従うしか方法がなく、そういう意味では町の責任は重大です。平成29年度に1.6倍もの値上げをした当時のことを振り返りますと、当時の町の言葉と現在の言葉で少し変わったように思います。平成29年1月に開催された「国民健康保険税率改正のための住民説明会」の中でも、平成28年度において2億円程度の単年度赤字となる見込みです。このことから平成29年度においてバランスのとれた収支とするために税率を上げさせていただきます。ただし、この税率改正は平成28年度までの累積赤字を解消するものではなく、平成29年度、単年度に赤字を出さないための税率改正です。結果的に大幅な税率改正を行わなければならないとなったことは、町としては反省すべきことであります、と町のほうからは言うておられました。

国保会計は赤字の中、値上げ当時はその赤字を解消するのではなく、赤字をこれ以上出さない、そういうことをしきりに説明され、国保税の値上げに踏み切られました。ところが平成29年度決算では、赤字解消だけでなく3,000万円程度の余剰金が出、これは当初の考え方と大きく乖離したということです。そういう意味では今後、県単一化の中で、いろいろな状況も出てくるかもわかりませんが、いったん値下げをするべきだということを示し6月議会でも申しました。決算自体は歳入欠陥、赤字会計ではないということになりましたが、

これは大幅な値上げをしたということが要因であり、間違いであったということが明白になったということです。住民に対し、被保険者に対して、しっかりと間違いであったことを謝罪して、一定の値下げをするべきであったと思うことから、平成29年度平群町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については反対をいたします。

○議長

馬本君。

○12番

平成29年度平群町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については賛成討論を行います。

平成28年度決算においては実質収支が1億1,400万円の赤字となり、平成29年度に保険税が増額された結果、赤字が解消され、約3,000万円の余剰金となりました。加入者には大変御迷惑をおかけいたしました。平成30年度からは、国保運営が県単一化となり、県が各市町村の納付金を決定されるシステムで今後の国保運営に重要な年度でもありました。平成29年度の厳しい国保財政状況の中、町の施策として生活習慣病の早期発見を目的の人間ドック制度が実施されました。また、税率においては、県単一化を見据えた改正等を評価し、平成29年度平群町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については賛成をいたします。なお、今後も国保の健全なる財政運営を要望いたします。以上です。

○議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら討論を終結いたします。

これより認定第3号について採決を行います。

本案に対する委員長報告は否決です。したがって原案について採決します。

認定第3号 平成29年度平群町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については原案どおり決定することに賛成の方、挙手をお願いします。

賛成者挙手

○議長

挙手多数であります。よって、認定第3号 平成29年度平群町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については原案どおり認定することに決定しました。

続きまして、認定第4号 平成29年度平群町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら本案に対する質疑を終結いたします。
続いて討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

討論ございませんか。

ないようでしたら討論を終結いたします。

これより認定第4号について採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定であります。本案については委員長の報告のとおり決定することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

続きまして、認定第5号 平成29年度平群町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ございませんか。ないようでしたら本案に対する質疑を終結いたします。
続いて討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ございませんか。ないようでしたら討論を終結いたします。

これより認定第5号について採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定であります。本案については委員長報告のとおり決定することにいたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案について委員長報告のとおり認定することに決定しました。

続きまして、認定第6号 平成29年度平群町学校給食費特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら本案に対する質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ございませんか。ないようでしたら討論を終結いたします。

これより認定第6号について採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定であります。本案に対する委員長の報告のとおり決定することにいたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案について委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

続きまして、認定第7号 平成29年度平群町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

質疑ございませんか。ないようでしたら本案に対する質疑を終結いたします。続いて討論に入ります。植田君。

○6 番

平成29年度平群町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については反対の立場で討論いたします。

29年度の予算審議のときは、6期の計画の1年目、27年度決算ですが、これは確定し、2年目、28年度決算の見込みが出ていました。その時点で既に、計画に対して給付費の実績を大きく下回り、6期全体で2億円程度、保険料を取り過ぎたことになるというふうな指摘もされてきました。そんな中で、保険料全体の引き下げと、またこの6期の時、論議になりましたが、保険料の一部所得段階にあった不公平な引き上げの是正も求めました。しかし、町長はそれらを拒否した結果、さらに剰余金が積み増しをされて、29年度決算では3億4,000万円にも積み上がってくるという状況になっております。

住民の被保険者の立場に立てば、計画と実績の乖離が明らかになった段階で、取り過ぎた保険料は速やかに引き下げるべきだということを強く申し上げて、それを拒否されてきた町長の姿勢に対しては厳しく申し上げて、本決算の認定については反対をいたします。

○議 長

馬本君。

○12番

平成29年度平群町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての賛成討論を行います。

この制度は高齢化の進展に伴い、介護ニーズがますます増大してまいります。が、一方では核家族化の進行、介護する家族の高齢化など、高齢者の介護を社会全体で支えあう仕組みとして制度化されました。本町の加入者は介護を必要とする状況になっても安心して生活が送られるように、施設サービス、在宅サービス、地域密着型サービス、また、介護予防サービスなどが利用されていま

す。さまざまな介護サービスの利用料の保険給付費は出来高払いで利用者の目的を達成しております。

介護保険給付費準備基金も約2億6,900万と、今後の介護保険事業の財政運営は安定した決算となっていることを評価し、平成29年度平群町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については賛成といたします。以上です。

○議長

ほかにごいませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら討論を終結いたします。

これより認定第7号について採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定であります。本案については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

賛成者挙手

○議長

挙手多数であります。よって、認定第7号 平成29年度平群町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

続きまして、認定第8号 平成29年度平群町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ごいませんか。ないようでしたら本案に対する質疑を終結いたします。続いて討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ごいませんか。ないようでしたら討論を終結いたします。

これより認定第8号について採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定であります。本案に対する委員長の報告のとおり決定することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案について委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

続きまして、認定第9号 平成29年度平群町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら本案に対する質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ございませんか。ないようでしたら討論を終結いたします。

これより認定第9号について採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定であります。本案については委員長の報告のとおり決定することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案に対する委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

続きまして、認定第10号 平成29年度平群町水道事業会計決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ございませんか。ないようでしたら本案に対する質疑を終結いたします。
続いて討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ございませんか。ないようでしたら討論を終結いたします。

これより認定第10号について採決を行います。本案に対する委員長報告は認定であります。本案については委員長の報告のとおり決定することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

続きまして、

日程第13 発議第6号 自治体臨時・非常勤職員の地位・待遇改善を求め
る意見書（案）

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局 長

それでは、朗読いたします。

発議第6号

自治体臨時・非常勤職員の地位・待遇改善を求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

平成30年9月20日

提出者 稲 月 敏 子

賛成者 植 田 いずみ

〃 山 口 昌 亮

自治体臨時・非常勤職員の地位・待遇改善を求める意見書（案）

2017年5月に会計年度任用職員制度の導入を柱とする地方公務員法及び

地方自治法が改正され、2020年4月に施行されます。現在、地方自治体に働く臨時・非常勤職員は全国で65万人を超え、臨時・非常勤職員なしには自治体行政は1日たりとも運営できないといっても過言ではありません。

一方、民間企業に働く非正規雇用労働者では2018年4月から労働契約法第18条に基づく無期雇用への転換請求が始まりました。しかし、公務に働く臨時・非常勤職員には労働契約法は適用されず、任用であることを根拠に、「いつまでも非正規、いつでも雇い止め可能」な劣悪かつ不安定な状態におかれています。これは改正地公法・自治法施行後の会計年度任用職員制度においても変わりません。

ついでには、自治体の臨時・非常勤職員の身分の安定、地位の向上をはかり、もって住民の安全・安心を守り、公務公共サービスの拡充、向上に資するため、下記の項目の実現を国に求めます。

記

- 1 臨時・非常勤職員の賃金・労働条件の改善に必要な地方自治体の財源を確保すること。
- 2 勤務時間による賃金・労働条件の格差を解消する地方自治法改正を速やかに実施すること。
- 3 「任期の定めのない常勤職員を中心とした公務運営」の原則を堅持するため、本格的業務を担う臨時・非常勤職員を任期の定めのない正規職員として採用する仕組みを整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上でございます。

○議長

提出者の提案理由の説明を求めます。稲月君。

○5番

ただいま事務局長により朗読をしていただきましたように、この自治体臨時・非常勤職員の地位・待遇改善を求める意見書（案）を提出させていただきました。ただいまから若干の提案理由を述べさせていただきます。

そもそも住民の命と暮らしを守る自治体の業務というのは、恒常的でかつ専門性が求められる仕事であります。臨時的で非常勤的な職員が担うことはまずもって想定をされていませんでした。しかし、今や全国の地方自治体では行政コスト削減のために非正規化が進み、正規職員は1994年の328万人をピークに定員適正化やアウトソーシングにより削減が進み、2016年には27

4万人となりました。非正規職員が64万人、正規職員が非正規職員に置き換えられてしまうという状況になっています。

自治体の非正規職員については、一般事務はもとより、保育、給食の調理、図書館の職員、看護師・介護補助員、ケースワーカー、そして消費生活相談などの職員にも広がり、本格的・恒常的業務を担っております。保育の分野では7割を臨時職員が担っているという、こんな自治体もあるという状況になっております。しかし、給料は正規の3分の1から2分の1、任用期間は半年や1年の期限つきで繰り返し任用され、何十年働いても昇給なし、通勤手当なども不十分で、年次休暇や各種休暇も正規職員と大きく差が生じております。

このような状況下で、地公法・地方自治法が2017年の5月に改正をされました。そして2020年施行となっておりますが、臨時・非常勤職員の地位や待遇改善が本来的に改善をされなければなりません。しかし、制度導入に当たっての自治体に対する財源については、なんら国は明確にはしておりません。例えば、鳴り物入りで報道されました期末手当などの一時金支給についてもできるとされてはおりますが、あくまでもそれぞれ自治体の判断としております。財源不足のためと支給しないことも考えられます。

財源の確保は何をおいても重要でございます。勤務時間によってフルタイムと短時間の二つのタイプを設けて週単位で正規職員よりわずかでも少ないと、短時間扱いというふうになってしまい、処遇で差をつけられてしまうというものもあります。

現行、働いている臨時職員の多くが短時間扱いということにもなりかねない、こんなことも懸念をされる状況です。

本来的に、臨時・非常勤職員の身分の安定、地位の向上をきちんとはかり、もって住民の安全・安心を守り、公務公共サービスの拡充、向上に資するためには本意見書が国の各機関に対して町議会から上げられるよう、各議員の皆さんには是非とも御賛同をいただきますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。

ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。山本君。

○1 番

この自治体臨時・非常勤職員の地位・待遇改善を求める意見書について、反対の立場で討論をさせていただきます。

ただいま提出者の稲月議員から御説明がございましたように、この意見書につきましてはおおむね理解しております。9月6日に開催された文教厚生委員会の中での政策評価におきましても、私は保育士さんの雇い止めについて指摘したところであります。しかしながら、この意見書の記の2には、「地方自治法改正を速やかに実施すること」ということが明記されております。この法改正につきましてはいかがなものか、理解しがたいところであります。よってこの意見書（案）について反対いたします。

○議 長

植田君。

○6 番

私はこの意見書については賛成の立場で討論をいたします。

行政サービス、すなわち住民サービスを直接的に担う自治体職員に占める非正規職員の業務は、本来臨時的な業務が主なはずなのでありますが、実際は臨時的な業務を越えて恒常的な業務にまで波及してるとというのが現状だと思えます。その中であって賃金や労働条件は正規に比べて劣悪で不安定な状態に置かれている自治体の臨時・非常勤職員の待遇改善は住民サービスの向上の点からいっても非常に大きな大事なことだと考えます。

2020年度から施行されます地方公務員法及び地方自治法改正で一定行われますが、不十分な点も多く、この意見書に書かれている内容は、自治体業務に携わる非正規労働者の権利と生活を守る上でも非常に大事なことであり、この意見書については賛成をいたします。

○議 長

ほかにございませんか。井戸君。

○3 番

私も一言、賛成の討論させていただきます。

実際ここにいらっしゃる方はなかなか非常勤や臨時職員の方々の立場に立っていただけるのかちょっとわからないところがあるんですけども。一つ例を説明しますと、例えば小学校の先生なんかでもお金がないということで自治体は安く雇っております。基本的に、これは平群の話じゃないんですけども、ある学年では3クラスありまして、全く同じ仕事をやってるんですけども、1組の先生は正職員で月給四十四、五万、同じ年ですね。2組の先生は県の職員、臨

時職員で30万、月給です。市町村から雇われたのが15万。同じ仕事をしてる方で、1組の先生と3組の先生の差が3倍あるわけですね。さらに、正職員、もちろん一生懸命頑張っておられるんですけども、退職金も出、身分も保証されてると。アメリカとかでしたら、普通ならば、身分が保証されていないほうが月額料が高くなるんですけども、日本はどうかこういうふうな形になっております。

やはり平群町としても、とても臨時職員や非常勤職員の方に担っている力の部分が大きいです。先ほども出ましたけども、保育士さんの比率は、3人体制でいえば2人は臨時職員なわけです。やはり、安い賃金ということで不安定っていうのはものすごくやはり弊害が生じております。そんなけ離職率も高いですし、それによって悲しいことが起こりかねません。

そういうわけで、私としてはこういうことは皆さんにわかっていたきたい、上に意見書としてあげていただきたいということで賛成したいと思います。

○議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら本案に対する討論を終結します。

これより発議第6号について採決を行います。

本案については原案のとおり可決し、意見書として関係行政庁へ送付することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議長

挙手少数であります。よって、発議第6号 自治体臨時・非常勤職員の地位・待遇改善を求める意見書（案）については否決されました。

続きまして、

日程第14 委員会の閉会中の継続調査の件
を議題といたします。

議会運営委員会委員長より、会議規則第75条の規定によってお手元に配布しております閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査といたすことに決定いたしました。

以上で本定例会に付議されました事件については全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

町長、閉会に当たりまして、御挨拶をお願いします。町長。

○町 長

お疲れさまでございました。本議会に上程させていただきました案件は全て承認、可決、同意いただき、誠にありがとうございます。

さて、12年の歳月をかけて取り組んでまいりました駅周辺整備事業も終盤を迎え、皆様には御心配をおかけいたしました。一定の解決策を見つけることができました。

今議会では、文化センター・図書館の建設業者も決定いただきまして、いよいよ、2年後の新しい年号の2年の春のオープンを目指して、本年10月の着工を待つばかりでございます。

振り返りますれば、これまで本町では大きな課題をいくつも抱えて、行政運営を行ってまいりました。駅周辺整備事業はもちろん、北小学校・中学校・平群小学校それぞれの耐震工事、平群小学校の大規模改修そして南保育園と幼稚園の老朽化・耐震化問題につきましては、ゆめさとこども園の開園で解決いたしました。

また、各種子育て支援の充実と強化に努めまして、平成28度からは高校3年生までの医療費の無料化も実現してまいりました。

このように、この12年間、新財政健全化計画の実現を大きな柱に据え、財政基盤の強化を図りながら、土地開発公社の解散あるいはまた、仮置き焼却灰の適正処理も着実に実施し、さまざまな増大する行政需要への対応にも滞ることなく、議会の皆様の応援もいただきながら、目いっぱい財政を投入してまいったところでございます。

これだけの事業ができましたのも、町民の皆様の御理解と御協力により新財政健全化計画を着実に実施することができたこと、同時に職員の頑張りの結果であると、考えているところであります。

財政をギリギリのところ、黒字に維持しながらの町政運営は、議員各位も御承知のとおりでございます。

その結果、平群町は大きく変わってまいりました。明るい展望が未来に向けて、大きく開かれていると確信しています。

さて、平群町選挙管理委員会は、9月3日、任期満了に伴う町長選挙の日程を来年1月15日告示、20日投票と決められました。

先日来、報道機関から私のところに4選に向けての態度表明についての問い合わせが来ております。

私は、周囲の方にも相談した結果、4選出馬はしないことに決めさせていただきました。議会の皆様や町民の皆様には、この12年間本当に温かく支えていただき、何とか来年1月30日の3期の任期を全うできそうであります。そのことに、心から感謝を申し上げたいと思います。

私自身は、駅周辺整備事業のしまいや第2次、第3次の財政健全化による財政のより一層の安定に向け、今一度力を尽くしたいという思いもでございます。

しかし、ここは私より若く、経験も豊かで、多くの町民の皆様からも信頼が厚く、何よりも私欲がなく、町のためのみを考えていただける方にお任せすることが、今後の平群町の大きな発展につながるものと考えましたので、潔く引退を宣言させていただくことといたしました。

まだ4カ月余りの残任期がございますので、今しばらくは、私の町政運営に御支援くださいますようお願い申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長

御苦労さんです。

これをもって平成30年平群町議会第5回定例会を閉会いたします。

(ブー)

閉 会 (午後 3時39分)